

社会福祉法人 大石ヶ原会 役員等報酬及び費用弁償規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大石ヶ原会（以下「本法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び費用支弁について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 2 役員等とは、本法人の定款による定められた理事長・理事・監事・評議員及び評議員選任・解任委員の他、顧問をいう。
- 3 この規程において役員等報酬とは、理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する介護保険サービスの事業等（以下「事業」という。）の運営のために業務にあたった場合の報酬をいう。
- 4 この規程において費用弁償とは、本法人における役員会、理事会及び評議員会に出席した場合における出席旅費並びに本法人の業務遂行のために出張した場合の出張旅費をいう。

(役員等報酬及び費用弁償の支給)

- 第3条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人業務及び法人が実施する事業運営のために業務にあたった場合、別表1に定める役員報酬を支給する。ただし、昇給は行わないものとする。
- 2 役員等が本法人の定款に定められた会議に出席した場合には、別表2により旅費を支給する。
 - 3 役員が理事長に命を受けて法人及び事業の運営のために出張する場合には、別表2により旅費を支給する。

(退職金の支給)

第4条 理事長が定款第21条（1）に該当する場合を除き、かつ、就任後2年以上の期間を有して辞任する場合は、別表1により退職金を支給することができる。

(旅費の準用)

第5条 この規程で定めるもののほか、旅費の支給に関しては、本法人の職員旅費規程を準用する。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員は、第3条2項を除きこの規程は適用しない。

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

平成29年	1月14日	一部改正
平成29年	6月24日	一部改正
平成30年	3月 1日	一部改正
令和 4年	12月 3日	一部改正

別表 1

区 分	役員等報酬の額	備 考
業 務 報 酬 等	月 額 1 1 0 , 0 0 0 円	理事長:毎週 火曜日 AM (第 3 条 第 1 項関係) ※支払方法:毎月 25 日(ただし、その 日が土曜日にあたるときはその前日、 また、日曜日にあたるときはその翌日 に口座振込とする。)
退 職 金	3 0 0 , 0 0 0 円	第 4 条 (退職金の支給) による ※ 任期の満了後 3 ヶ月以内に口座 振込とする。

別表 2

区 分	費用弁償の額		備 考
旅 費 (会 議)	日 額 8 , 0 0 0 円		(第 3 条 第 2 項関係)
旅 費 (研 修 ・ 出 張)	日 当	1 日 5 , 0 0 0 円	(第 3 条 第 3 項関係)
	宿 泊 費	1 泊につき 1 5 , 0 0 0 円	
	交 通 費	実 費	
	参 加 費 等	実 費	